

### Ⅲ.-5:206 条 不完全な交替

第三者は、債権者および旧債務者との合意により、旧債務者と不完全な交替をすることができる。この場合には、新債務者が適正に履行しないときは、旧債務者が債務者として留まる。

#### コメント

不完全な交替は、旧債務者が控え *fall back* として保持されているので、完全な交替ほど債権者にとって潜在的に危険なものではない。にもかかわらず、債権者は影響を受ける。旧債務者の責任は補充的責任に縮減される。債権者は、まずは新債務者に対して訴訟を起こすことについて困難と労力を負うかもしれない。新債務者が満足を与えてくれそうになく、旧債務者が完全に満足を与えてくれそうな場合には、債権者は、不完全な交替にすら承諾することを拒絶しようとするかもしれない。そのような場合、旧債務者と新債務者は、望むのであれば、連帯責任を負う追加的債務者として新債務者を加えることになるかもしれない。

旧債務者の立場も、不完全な交替によっても大きな影響を受ける。旧債務者は債務を自ら履行することを望み、実質的に、他人の履行に対する担保提供者としての役割に縮減されたくないと思うかもしれない。そのため、本条の解決は、完全な交替の関係と同じである。

#### ノート

1. モデル準則に不完全な交替の類型を加えることは、ユニドロワ国際商事契約原則 9.2.5 条によっている。